

高崎都市計画道路の変更（群馬県決定）

都市計画道路中 3・3・2号高崎駅西口線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差点の構造	
幹線街路	3・3・2	高崎駅西口線	高崎市八島町	高崎市高松町	高崎市あら町	約880m	地表式	4車線	28m	幹線街路と平面交差5箇所	なお、高崎市八島町地内に約9,400m ² に高崎駅西口広場を設ける。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由 書

高崎駅西口線は、昭和11年5月18日に幅員22m、起点広場1563㎡で都市計画決定されました。その後、高崎駅を中心としたまちづくり計画に合わせ、都市計画を見直し、土地区画整理事業等による手法で都市基盤整備を進めてきました。特に、西口駅前広場及びペDESTリアンデッキについては、群馬県の玄関口、交流拠点都市の中心であることから、交通結節機能や都市広場機能の充実を図り、平成4年に完成しました。

このたび、西口駅前に大型商業施設の出店が決まり、多くの来訪者等が見込まれることから、安全と快適な歩行者空間を確保し、駅周辺の回遊性を図り賑わいの向上につなげるため、商業施設までペDESTリアンデッキを整備することに伴う都市計画の見直しを行います。

なお、現在のペDESTリアンデッキは、高崎駅西口線の駅前広場地表部と一体に県決定されているが、管理は高崎市であることから、東口同様に市決定としたい。これに伴い、3・3・2号高崎駅西口線（県決定）からペDESTリアンデッキを削除し、新たに工事完了区間も含め、大型商業施設までのペDESTリアンデッキを8・7・5号高崎駅西口駅前線（市決定）とします。

都市計画道路新旧対照表

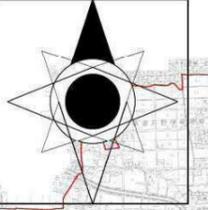
(変更前)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差点の構造	
幹線街路	3・3・2	高崎駅西口線	高崎市八島町	高崎市高松町	高崎市新町	約880m	地表式	4車線	28m	幹線街路と平面交差5箇所	なお、高崎市八島町地内に約11,000m ² (地表式部分約9,400m ² 、デッキ部分約1,600m ²)の高崎駅西口広場を設ける。

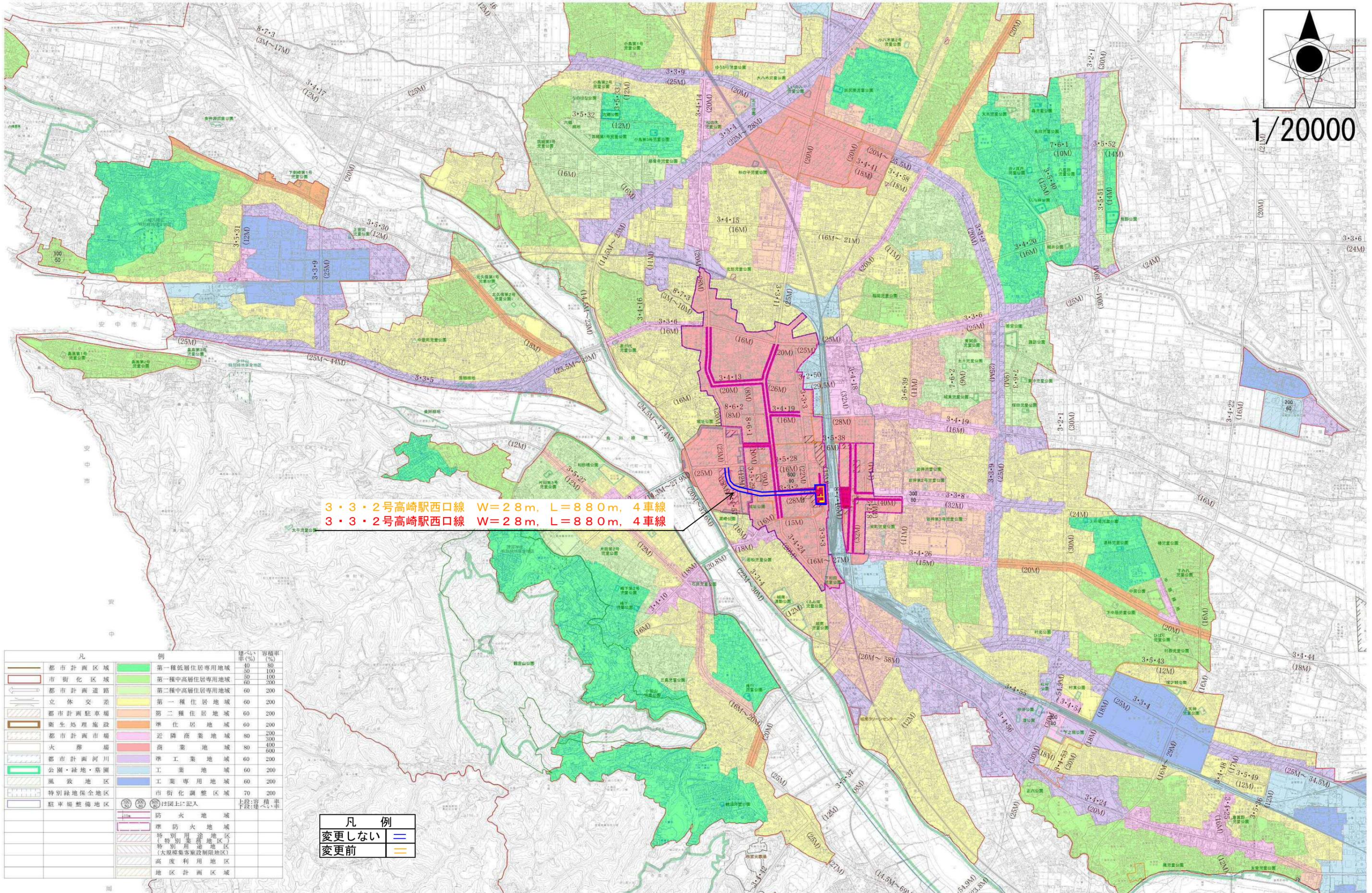
(変更後)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差点の構造	
幹線街路	3・3・2	高崎駅西口線	高崎市八島町	高崎市高松町	高崎市あら町	約880m	地表式	4車線	28m	幹線街路と平面交差5箇所	なお、高崎市八島町地内に約9,400m ² の高崎駅西口広場を設ける。

総括図



1/20000



3・3・2号高崎駅西口線 W=28m, L=880m, 4車線
 3・3・2号高崎駅西口線 W=28m, L=880m, 4車線

凡例	例	容積率 (%)	用途
都市計画区域	第一種低層住居専用地域	40	第一種低層住居専用地域
市街化区域	第一種中高層住居専用地域	50	第一種中高層住居専用地域
都市計画道路	第二種中高層住居専用地域	60	第二種中高層住居専用地域
立体交差	第一種住居地域	60	第一種住居地域
都市計画駐車場	第二種住居地域	60	第二種住居地域
衛生処理施設	準住居地域	60	準住居地域
都市計画市場	近隣商業地域	80	近隣商業地域
火葬場	商業地域	80	商業地域
都市計画河川	準工業地域	60	準工業地域
公園・緑地・墓園	工業地域	60	工業地域
風致地区	工業専用地域	60	工業専用地域
特別緑地保全地区	市街化調整区域	70	市街化調整区域
駐車場整備地区	図上に記入		
	防火地域		
	準防火地域		
	特別用途地区		
	特別用途地区(大規模集客施設制限地区)		
	高度利用地区		
	地区計画区域		

凡例	
変更しない	—
変更前	—

